

② 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

申・問 子ども福祉課(内線 165)

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

		支給対象者	申請方法
①	申請不要	令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方	申請は不要です。 7月15日(金)に児童手当等で指定されている口座へ振り込みます。
②	申請が必要	①のほか、令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満)の養育者で、次のいずれかに該当する方 ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方 ・新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方	申請書類を窓口に直接提出してください。 詳しくは市ホームページ⇒ 「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」で検索。

※令和4年4月から令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

※既に実施している「ひとり親世帯への給付金」と、重複して受給することはできません。

支給額 児童1人あたり一律5万円

申請期限 令和5年2月28日(火)

③ 外食産業向け業態転換等補助金の公募を行います

問 (株)日本能率協会コンサルティング R4 外食業態転換事業 事務局

ナビダイヤル 0570-067766(平日および土曜日：午前9時～午後5時)



新型コロナウイルスの影響により経営環境が悪化した飲食店が、今後の事業継続および需要喚起のために行う業態転換等の取り組みを支援するために、補助金の公募をします。

補助率 1/2 以内

補助額 下限100万円～上限1,000万円

対象事業者 (1) 食品衛生法に基づく許可(「飲食店営業」または「喫茶店営業」)を得ていて、県の第三者認証制度を取得している飲食店であること。

※県の確認を受けて「感染防止対策確認済店」ステッカーの交付を受けている店舗

(2) 新型コロナウイルス拡大以前から現在まで飲食店としての事業活動を営み、飲食店事業において5%以上売上高が減少していること。

(3) 中小・中堅規模の飲食店であること(資本金、従業員数で要件あり)

(4) 同じ内容で他の補助金等の交付対象者等となっていないこと

対象取組 新メニュー開発、感染防止策の強化を前提とした提供方法の見直し、テイクアウト・デリバリー等

対象経費 建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家派遣費、運搬費、外注費、広告宣伝・販売促進費、研修費、委託費等 ※総事業費200万円以上

公募期限 8月1日(月)

④ ため池や水路での水遊びはやめましょう

問 農政課(内線 529) 笠間市土地改良事業運営協議会 Tel 0299-45-0530

毎年、農業用ため池や水路に子どもが誤って転落する事故が発生しています。これから夏休みに向かい、子ども達の痛ましい事故を未然に防ぐため、ため池や水路で遊んだり近づかないように注意喚起をお願いします。また、そのような場面を見かけた時は、お声がけください。

小さな命大切に。犬・猫の不妊、去勢手術をしましょう。3ページ